

小規模ホームあんきな重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

令和6年12月1日現在

1. 事業主体の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ウェルNC
代表者役職・氏名	理事長 田中 礼祐
本部所在地	島根県大田市波根町1290番地1
法人の理念	「利用者主体のサービス」 ～すこやかに おだやかに にこやかに あなたとともに～
定款の目的に定めた事業	

介護老人保健施設（ユニット型、多床室型）
短期入所療養介護（介護予防サービス対応）
認知症対応型共同生活介護（介護予防サービス対応）
小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス対応）
居宅介護支援事業
通所リハビリテーション（介護予防サービス対応）
訪問リハビリテーション（介護予防サービス対応）
福祉人材の育成・確保に関する事業
弁当サービス
運動施設運営事業

2. 事業所の概要

事業所名称	小規模ホームあんきな
所在地	島根県大田市波根町1270番地1
介護保険指定番号	3290500069
サービス種類	小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス対応）
登録定員	25名（通いサービス定員15名、宿泊サービス6名）
開設年月日	平成23年 3月 28日
交通の便	JR山陰本線波根駅より徒歩5分
建物形態・構造	木造平屋建て 敷地面積（2979.96）㎡ 延床面積（240.32）㎡
宿泊室	個室6（内和室2）1室あたりの居室面積（9.93）㎡
併設施設からのサービス	緊急時の対応（医療面）、食事の提供、生活機能訓練の指導等

3. 当施設の職員体制

定員登録25名（通いサービス定員15名、宿泊サービス6名）

職種	職員数	業務内容
管理者	1名	事業所の管理業務
介護支援専門員	1名以上	介護計画・連絡調整
介護職員	11名以上	直接介護業務
看護職員	1名以上	看護業務

4. 当施設の設備概要

設備名	室数	設備名	室数
居室 個室	6	浴室	1
食堂・談話室	2	脱衣場	1
台所	1	リネン室	1
相談室	1		

5. 登録定員及び営業日、実施地域

(1) 登録定員 25名（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6名）

(2) 営業日及び営業時間等

①営業日 365日

②営業時間 通いサービス 8：30～21：00
訪問サービス 24時間
宿泊サービス 21：00～ 8：30

(3) 通常の事業の実施地域

大田市

6. 事業の目的

利用者が家庭的な環境と地域との交流の中で、通いを中心として訪問や宿泊を組み合わせ日常生活の支援を行うことで、可能な限り住み慣れた地域、自宅で生活が続けられるようにすることを目的とします。

7. 運営の方針

- (1) 当事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容を分かりやすく説明いたします。
- (2) 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 家庭的な雰囲気を重視し利用者が「すこやかに」「おだやかに」「にこやかに」過ごすことができるように地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて支援を行います。
- (4) 住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、利用者の置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせていきます。

8. サービスの内容

(1) 通いサービス

明るく穏やかな家庭的な雰囲気のもとで気持ちよくすごせるように、常に利用者の立場に立って運営をしていきます。

①食 事

- ・利用者の身体状況・嗜好・地元の食材を取り入れた楽しみのある食事の提供を行ないます。
- ・食事の見守り、介助を行います。
- ・台所で利用者が簡単な調理をすることもできます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入 浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・介護計画に基づいて、入浴を行います。

③排 泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。

④機能訓練

- ・介護計画に沿ってご利用者の状況に沿った生活の中で活かせる訓練を行うことで身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の健康管理について把握していきます。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＊訪問サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

＊訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為。
- ・ 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受。
- ・ 飲酒及び喫煙。
- ・ 利用者の家族に関する訪問サービスの提供。
- ・ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- ・ 直接利用者の生活上の援助に属しないと判断される行為。

(3) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を行います。

9. 介護及び介護予防サービス費及び利用料（別紙利用料金表をご覧ください）

(1) 利用料は、通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1カ月単位の費用額です。

利用料金は1カ月ごとの包括費用（定額）です。

①毎月の包括費用ですので、利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、計画に定めた日より

利用が多かった場合でも、日割りでの割引及び増額は致しません。

②月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

＊登録日は利用者と事業所の契約日ではなく、実際にサービスを開始した日です。

＊登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日です。

③食事及び宿泊等にかかる費用は別途いただきます。

④介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。(別表、利用料金表をご覧ください)

①食事代。

②宿泊に要する費用。

③おむつ代、レクリエーション活動等に伴う材料代金の実費等。

(3) 料金の支払い方法

上記の(1)、(2)の料金・費用は1カ月ごとに計算し、請求を翌月10日頃ご請求させていただきますので、月末までにお支払い下さい。

10. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出下さい。

(2) サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の状況によって希望する日にサービスが提供できない場合は、利用可能日を提示して協議します。

(3) サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いたしません。

11. サービス利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
面 会	自由です。(夜間は事前にご連絡ください)
喫 煙	定められた場所で、他利用者への迷惑とならないようにお願いします。
送 迎	事業所の方で送迎出来ない時間帯もございます。
金銭、貴重品の管理	基本的には各自で管理してください。高価な貴重品や大金はご遠慮ください。
所持品の持ち込み	危険物等一定の禁止物品以外は、自由に持ち込みできます。
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊の定員を超える場合は、利用できない事もあります。他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備・器具	本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
その他	他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

12. 緊急時並びに事故発生時の対応方法

利用者に様態の変化等があった場合や事故が発生した場合は、マニュアルに添って医師に連絡する等必要な処置を講ずると共に「同意書」にご記入いただいた連絡先に速やかに連絡いたします。

13. 他機関・施設との連携

下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂いております。

- | | | | |
|--------|----------------|----|-------------------|
| (1) 名称 | 大田市立病院 | 住所 | 島根県大田市大田町吉永1428-3 |
| (2) 名称 | 医療法人恵和会 石東病院 | 住所 | 島根県大田市大田町大田イ860-3 |
| (3) 名称 | 社会医療法人仁寿会 加藤病院 | 住所 | 島根県邑智郡川本町川本383-1 |
| (4) 名称 | もりわき歯科クリニック | 住所 | 島根県大田市大田町大田イ244-2 |

14. 小規模多機能型居宅介護計画について

- (1) 小規模多機能型居宅介護サービスは利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。
- (2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- (3) サービス提供にあたっては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者に交付します。

15. 記録

- (1) 利用者の提供についての記録は利用終了後5年間保管します。
- (2) 利用者から前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には原則としてこれに応じます。
- (3) 家族その他の者（利用者の代理人を含む）からの申請に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

16. 非常災害対策

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 災害時の対応 | 緊急連絡網、消防署連携のもと、早急な対応を行います。 |
| (2) 防災設備 | スプリンクラー、消火器等基本設備を配置しています。 |
| (3) 防災訓練 | 昼夜を想定した防災訓練を年2回実施します。 |

17. 運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

運営推進会議	
構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開 催	2ヶ月に1回開催
会 議 録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成 会議録についてはいつでも閲覧できます。

18. サービス内容に関する相談・苦情担当

- (1) 苦情・相談は
電話番号 0854-85-7500
苦情受付担当者 松村 至 までお願いします。
- (2) 玄関に「ご意見箱」を設置しております。ご利用ください。
- (3) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口にご相談することもできます。

相談・苦情窓口	電話番号	受付日時
①大田市健康福祉部 介護保険課	直通（０８５４） ８３－８０６３	平日 ８：３０～１７：１５
②島根県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	(０８５２) ２１－２８１１	平日 ９：００～１７：００
③第三者委員	(０８５４)	平日
内田 節子	８２－３０１７	９：００～１８：００
有馬 佳規	８４－５４０７	９：００～１８：００
④島根県運営適正化委員会	(０８５２) ３２－５９１３	平日 ８：３０～１７：００

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

20. 虐待防止・身体拘束廃止のための対応方法

(1) 虐待防止

利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の取り組みを行います。

- ①研修等をとおして、職員の人権意識、知識及び技術の向上を図ります。
- ②職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制及び機会を作ります。

(2) 身体拘束廃止

利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者等の生命または身体に危険がある等、緊急やむを得ない場合には次のとおり対応します。

- ①緊急やむを得ない場合に該当するのか、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ②緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し、同意を得た上で行います。
- ③拘束の期間は、利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録を行います。
- ④拘束期間が終了したとき、あるいはその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し、身体拘束等を解除します。

(3) 閲覧について

利用者等はいつでも当該対応マニュアルを閲覧することが出来ます。また、事業所ホームページにおいても閲覧することが出来ます。

小規模多機能型居宅介護の利用にあたり、利用者・ご家族に対して重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 島根県大田市波根町 1 2 7 0 番地 1

名 称 小規模ホームあんきな

管理者 松村 至 印

説明者 氏名 松村 至

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

利用者 住所

氏名 印

家族等 住所

(続柄：) 氏名 印